

グリーンリストに関するワーキンググループ（WG） 設置要綱

1. 背景及び目的

我が国におけるグリーンファイナンス市場については、2017年頃からグリーンボンドの発行が始まり、近年ではサステナビリティ・リンク・ボンドの発行などを含め、順調に拡大している。環境省では、2017年にグリーンボンドガイドラインを策定したのち、国際的な議論の動向及び国内の各主体による取組の進展等を踏まえ、2020年、2022年に2回の改訂を実施している。特に直近の改訂では、有識者による検討会（グリーンファイナンスに関する検討会）を開催し、グリーン性の判断基準の明確化及びグリーンプロジェクトの例示リスト（ガイドライン付属書1別表）の拡充等を実施した。今後も我が国のサステナブルファイナンス市場をさらに発展させていく観点からは、特に新規調達者・分野への裾野拡大が求められ、そのためにはグリーンな資金使途に関するリストの更なる拡充が有用である。リストの拡充にあたっては、国内外の動向や市場参加者の知見を採り入れつつ、ガイドライン付属書1別表の例示を定期的に更新し、市場、政策、技術等の動向を継続的に反映する新しい「仕組み」の構築が求められる。こうした背景を踏まえ、グリーンファイナンスに関する検討会の下に、新たに「グリーンリストに関するワーキンググループ」（以下、WGとする）を設置し、付属書1別表の拡充の考え方の検討及び同表の充実化を行う。

2. 議題

- ・ 付属書1別表拡充に当たっての考え方について
 - 付属書1「明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針」に基づき、①足下の発行事例等からのインプット、②政策との連動、③科学的知見からのインプットなどにより、更新・拡充を行うことを検討する。
- ・ 個別の例示の拡充について
 - 2022年7月の改訂で充実化を行った気候変動緩和・適応分野の更なる拡充に加え、循環分野、自然資本・生物多様性分野等の拡充についても検討する。

3. 組織

- ・ WGは、検討事項に関連する学識者・実務経験者等のうちから、環境省大臣官房環境経済課が参画を依頼する者をもって構成する。
- ・ 事務局はWGの議事運営に当たる。
- ・ 事務局にて検討の上、検討事項と関係のある者を参考人として出席させることができる。
- ・ WGには、委員の代理者の出席を認める。
- ・ 事務局は、環境省大臣官房環境経済課及び環境省の委託先であるみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社により組織する。

4. 公開等

- ・ 会議は非公開とする。
- ・ 会議の資料及び議事要旨については、会議の終了後、環境省ホームページにて公表する。

5. 庶務

- ・ 検討会の庶務は、事務局において行う。